

広島県宅地建物取引業協会

【所在地】

相 談 所	郵便番号	所 在 地	電 話	管 轄 区 域
本 部	730-0046	中区昭和町11-5 広島県不動産会館内	243-0011	県 下 全 域
北 支 部	731-0122	安佐南区中筋一丁目18-27 第一シマビル1階	876-2008	安 佐 南 区 全 域 安 佐 北 区 全 域
佐 伯 支 部	738-0005	廿日市市桜尾本町12-41 広島県不動産会館内	0829-32-1711	佐 伯 区 全 域
安芸・賀茂支部	736-0046	安芸郡海田町窪町5-11 藤井ビル2階	822-7096	安 芸 区 全 域 東 区 一 部

【相談日時】

- 本部 月～金曜日 午前10時～午後0時、午後1時～午後4時30分
(祝日除く。)
- 支部 毎月第1・3金曜日 午後1時～4時(祝日除く。)

【相談業務内容】

- (1) 不動産取引または不動産に関する一般相談
各相談所どこでも受け付ける。(例：取引、建築制限、宅建法令、借地借家問題等)
- (2) 協会員を相手とする取引の苦情相談
 - ① 取引をめぐる金銭、財産権、所有権の利害得喪に関するものはその協会員の所属する支部相談所またはその支部（広島東、中、西支部には相談所が設置されていない）で受け、事案によっては、苦情解決業務（保証協会の弁済業務に移管するものもある）として処理する。
 - ② 本部相談所で受けた場合または会員所属支部以外の相談所で受けた場合は該当する支部を紹介する。
- (3) 協会以外の宅建業者を相手とする取引の苦情相談
各相談所どこでも受け付ける（一般相談）が、苦情解決業務としては処理しない。（アドバイス等を行う。）

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。ただし、特定業者を相手とし、金銭、財産権、所有権の利害得喪に関するものは、契約書その他の証拠書類を持参してください。

ホームページアドレス <http://takken.fudohsan.jp/>

